

安房郡市消防本部の懲戒処分の公表基準

1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表内容

(1) 公表する内容は次のとおりとする。

- ア 被処分者の所属名
- イ 被処分者の職名、階級
- ウ 被処分者の年齢
- エ 処分内容
- オ 処分年月日
- カ 事案概要

(2) 前号に掲げるもののほか、被処分者に対する懲戒処分で、社会的な影響が大きいと認められるものである場合については、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合を除き、被処分者の氏名を公表するものとする。

3 公表の例外

1及び2にかかわらず、次に掲げる場合には、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

- (1) 被害者の人権やプライバシーへの配慮が必要と認められる場合
- (2) 公表することにより、被害者が特定されると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるほか、関係者に特に配慮する必要があると認められる場合

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することも差し支えないものとする。

5 公表方法

公表は、組合ホームページへの掲載及び報道機関への資料提供その他適宜の方法によるものとする。

6 施行日等

この基準は、平成30年7月1日から施行し、同日以降の懲戒処分等について適用する。